

船舶事故調査報告書

平成27年7月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年9月21日 09時45分ごろ
発生場所	宮城県石巻市石巻港南方沖 波島灯台から真方位141° 7.6海里（M）付近 （概位 北緯38° 13.01′ 東経141° 17.05′）
事故調査の経過	平成26年9月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{とうりゅう} 登竜丸、19トン MG2-4226（漁船登録番号）、個人所有 16.87m（Lr）×4.53m×1.55m、FRP ディーゼル機関、422.91kW、平成15年10月 第231-20534号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート たちと、5トン未満 210-47575宮城、個人所有 7.49m（Lr）×2.52m×1.28m、FRP ディーゼル機関、69.87kW、平成12年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 42歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年8月31日 免許証交付日 平成26年9月17日 （平成32年8月30日まで有効） B 船長B 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年6月26日 免許証交付日 平成24年10月1日 （平成30年6月25日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B及び同乗者）
損傷	A 左舷船首外板に擦過傷 B 左舷船尾外板及び船尾スパンカーマスト取付け部に割損等

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客13人を乗せ、石巻港南方沖において、釣り場を移動しようとし、船長Aが操舵室で操船を行い、約1.5Mに認めた多数のプレジャーボート等の船群と船群の間に船首を向けた後、約14ノット(kn)の対地速力で手動操舵により東進していた。</p> <p>A船は、船首が浮上して、正船首から両舷共に約20°の範囲に死角が生じた状態で航行を続けていたものの、船長Aが、船首方の船群と船群との間に向けて針路を定めたので、船首方に他船はいないものと思い、目的の釣り場を確認するためにGPSプロッターの操作を行っていたところ、平成26年9月21日09時45分ごろ、A船の左舷船首がB船の左舷船尾に衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人(以下「同乗者」という。)を同乗させ、石巻港南方沖で、船長Bが操舵室後方の右舷側に設けられた操舵装置により操船を行いながら、船首を北方に向けて流し釣り(風浪に流されながら釣りを行った後、漂泊開始場所付近に戻ることを繰り返す釣り方)を行っていた。</p> <p>船長Bは、南方に流された地点から北進して漂泊開始場所付近に戻り、船尾スパンカーの展張作業中、左舷方から接近するA船に気付いたが、近くに漂泊して釣りを行うものと思い、同作業を続けた。</p> <p>船長Bは、スパンカーの展張作業を終え、主機を微速力前進とした後、右舷方を向いて釣りを再開しようとしていたところ、左舷側にいた同乗者からA船が減速しないで近づいてくる旨の声を聞き、左舷方至近に接近するA船を認め、主機の回転数を上げて前進したものの、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは左膝に打撲を、同乗者は左手小指に擦り傷をそれぞれ負った。</p> <p>A船及びB船は、海上保安庁に通報後、自力で航行して宮城県仙台塩釜港塩釜第1区内の係留地に帰った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波向 北、波高 約1m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、GPSプロッター及びレーダー映像が重畳して表示されるモニターを装備しており、レーダーを2Mレンジとして使用していたが、本事故時、船長AがGPSプロッターの縮尺を調整する操作を行っていたので、レーダー映像が消えたり表示されたりする状態であった。</p> <p>船長Aは、本事故後、GPSプロッターを操作しているうちに接近したB船が船首死角に入ったものと思った。</p> <p>A船の釣り客は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、漂泊開始場所付近に戻ってスパンカーの展張作業中、付</p>

	<p>近くに流し釣りをを行う多数の船が集まってきていたが、移動している船が漂泊しているB船に接近してから避けていったので、A船が接近してくることに危険を感じていなかった。</p> <p>B船は、拡声器を備えていた。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、石巻港南方沖において、釣り場を移動しようと東進する際、船長Aが、船首方の船群と船群との間に向けて針路を定めたので、船首方に他船はいないものと思込み、船首死角が生じている状況下、GPSプロッターの操作を行い、見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、石巻港南方沖において、船首を北方に向けて釣りのため漂泊中、船長Bが、左舷方から接近するA船に気付いたものの、周囲に流し釣りをを行う船が集まってきていたので、A船も近くに漂泊して釣りをを行うか、A船がB船を避けるものと思ひ、釣りを再開することに意識を向け、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、衝突を避けるための動作が遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、石巻港南方沖において、A船が東進中、B船が船首を北方に向けて釣りのため漂泊中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思込み、見張りを行っていなかったため、B船に気付かずに航行し、また、船長Bが、釣りを再開することに意識を向け、A船に対する見張りを適切に行っていなかったため、衝突を避けるための動作が遅れ、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船首死角がある場合は、船首を左右に振るなどして死角を補う適切な見張りをを行うこと。 ・漂泊中、接近する他船を認めた場合は、見張りを適切に行い、適切な時機に衝突を避けるための措置を講じること。

付図1 事故発生経過概略図

